

独立行政法人国立美術館美術作品寄託受入規則

平成 13 年 4 月 2 日

国立美術館規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における寄託作品の受入れについては、この規則に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 寄託 受寄者たる国立美術館が寄託者のために保管することを約して、次号に定める寄託作品を受領することによって成立する、民法第 657 条に定める諾成契約をいう。
- 二 寄託作品 前号の規定によって保管された美術作品、工芸作品及びこれらの物の付属品又は美術及び工芸の研究分野の参考資料をいう。
- 三 受託証書 寄託された作品名、作者名、種別、寄託者の住所及び氏名、その他の寄託についての必要事項を記載した書類であって、国立美術館が設置する美術館（以下「各館」という。）の館長（以下「各館長」という。）名で寄託者あてに交付するものをいう。

(寄託の受入れの基準)

第 3 条 各館長は、美術作品の所有者から、美術作品の保管の依頼があった場合は、独立行政法人国立美術館法（平成 11 年法律第 177 号。）第 3 条の目的に則したもので、かつ、当該寄託の受入れが国立美術館の事務事業に支障がないと認められるものについては、この規則の定めるところにより、寄託の受入れを行うことができる。

(寄託作品受入れの権限等)

第 4 条 寄託作品の受入れの権限は、国立美術館理事長（以下「理事長」という。）が有する。

- 2 理事長は、前項の権限を各館長へ委任する。
- 3 この規則に基づく寄託作品の受入れ等に関し、各館において必要な事項は各館長が別に定める。
- 4 各館長は、前項の定めをしたときは、すみやかに理事長あて報告するものとする。
- 5 理事長は、必要があると認めるときは寄託の状況等の報告を求めることができる。

(適用除外)

第 5 条 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成 11 年法律第 99 号。）に基づく公開契約締結作品に係る保管及びその他の手続きについては、別に定める。

(その他)

第 6 条 この規則の実施に際し、必要な調整は事務局長が行う。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 2 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。